

Q

天井落下物の原因は雨漏りか

A

雨漏りが原因となった箇所もあったものとみられる



さくま なな
佐久間 奈々



映像は
こちらから

Q パティオは健康増進等を目的に60年以上利用される施設として建設された。しかし、計画的な保全計画が無かった。このことがブルー廃止に至った原因との認識か伺う。

A 平成29年度以前は、短期的視点での修繕が中心であり、長期的な維持管理という考えに至っていなかった。そのことが現在の施設の状況に一部影響した側面もあると考えている。

Q 天井から落下した角パイプは、どのようなもので、なぜ落下したのか。

A 窓枠を補強するものである。一本一本点検できれば良いのだが、角パイプの内部は空洞であり、内部まで腐食状況を把握できていなかった。適切な補修はしたが、目に見えない内部の錆が進行したと調査の結果が出ている。

Q 令和7年3月の主要構造部緊急



深谷グリーンパーク パティオ

調査報告書には、落下物の原因として雨漏りとの指摘がある。落下物の原因は雨漏りなのか。また天井落下物の原因となった雨漏りはなぜ起きたのか。雨漏りが起きた状況を伺う。

A 内部腐食が主な原因だと考えている。しかし落ちたところは一か所ではないので、雨漏りが原因となった箇所もあったものとみられる。なぜなら、角パイプの上からコーティングするようになかたちで修繕したが、時間が経つにつれて補修した部分にクラックが入っていた場合、そこから雨水が浸透して落下した可能性も考えられる。雨漏りは、膜屋根の亀裂や、窓枠部分が劣化して起きたものなどがある。

Q

中東情勢悪化の影響を受ける中小商工業者へ支援を

A

国の補正予算の効果を見定めていく



すずき みつお
鈴木 三男



映像は
こちらから

Q ナフサ由来の資材不足が中小商工業者の営業と暮らしを直撃している。市独自の支援をする考えはないか。

A 国は3兆円の補正予算で、中東情勢対応の経費を見込んでいます。国の支援策を見定める必要があり、現時点で独自に支援する考えはない。

●地下水の有害物質汚濁の監視は

Q 健康で安全に暮らせるまちづくりとして、地下水の水質保全のために有害化学物質などの水質汚濁を監視しているのか。

A 地下水の水質保全のために埼玉県で水質汚濁の状況を常時監視している。深谷市内では、毎年度4から5カ所の水質検査を行い、汚染が確認された場合、汚染範囲の確認と汚染原因の究明のため水質調査を実施する。汚染が確認された地域は、継続的監視の水質調査を行い、結果は



県のホームページで公表される。

●学校部活動の地域移行はいつか

Q 教職員の長時間労働の負担軽減のために、部活動の地域クラブへの移行に向け実証事業を行っているが、その内容と移行の予定どうか。

A 市では子どもたちがスポーツ・文化活動に親しむため実証事業をしている。運動部は令和5年度3、令和6年度5、令和7年度7と段階的に拡大し、令和8年度から文化部も行う予定である。運動部については、令和10年度から中学校10校で「拠点校方式による部活動」を進める。

Q

公民館の利用料金について

A

指定管理者とも十分連携しながら検討する



とみた まさる
富田 勝



映像は
こちらから

Q 利用料金の減免について
A 条例及び施行規則で減免規定を定めている。

Q 非営利利用、営利利用はどのように判断しているのか。

A 参加費などを徴収する場合はすべて営利料金を適応して取扱いをする。

Q 利用に際して資料・材料など、経費の実費を参加費として徴収することもあるが、なぜ営利利用なのか。

A これらの取扱いについて、見直しが必要と考えている。

●公金について

Q 運用実績、現状について

A 普通預金、定期預金、債券で運用を行って、令和6年度の運用益は約7100万円となっている。債券は何種類あるのか。



A 6年度末で、国債・地方債等で55保有して額面総額で92億円である。

Q 公金管理計画について。

A 平成28年度に作成した公金管理方針に基づき、毎年度会計課で定め

Q 物価高の中、現状の管理方針でよいのか、基金運用委員会のような組織のもと効率的な運用はできないか。

A 物価高騰による、実質的な資金価値の目減りが懸念される状況にあるが、法律上元本が保証される必要があることから、方針に基づき運用していく。

Q

市内の小中学校で君が代をどのように教えているか

A

学習指導要領に基づき国歌の意義を指導している



もりぎ いちろう
茂木 一郎



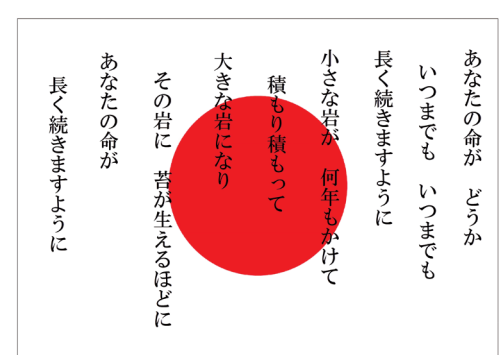
映像は
こちらから

Q 「国歌」をどう教えているか。

A 「君が代」は平成11年8月に国旗及び国歌に関する法律によって法制化され、国の学習指導要領でも「国旗・国歌」の意義について示されている。小学校社会科では「我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮すること」と示され、小学校音楽科では「国歌『君が代』は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と示されている。さらに、特別活動では、入学式や卒業式において国旗掲揚や国歌斉唱について示されている。

Q 平成11年8月以降の国歌の指導に関する内容はどう変わったか。

A 法制化に伴い学習指導要領に基づく指導内容について大幅な変更はないが学習指導要領の表記において



ミラノ・コルチナ冬季オリンピックで上記の様にイタリア語に訳された